



どのくらい
軽減されるか

●贈与を受けた住宅取得等資金が550万円以下の
場合……課税されません。

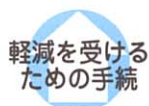
●贈与を受けた住宅取得等資金が550万円を超える
場合……550万円を超えても1,500万円までは、特例の計算（いわゆる5
分5乗方式）を行いますので、税額は軽減されることとなります。

また、1,500万円を超える場合でも、1,500万円までの税額が大幅に軽減
されていますので、全体としては相当軽減されることとなります。

次に税額の早見表を掲載しておきますのでご利用下さい。

贈与を受けた住宅取得等資金の額	本則による税額	軽減措置による税額
200万円	9万円	0万円
300万円	19万円	0万円
400万円	33.5万円	0万円
550万円	67万円	0万円
600万円	82万円	5万円
700万円	112万円	15万円
800万円	151万円	25万円
900万円	191万円	35万円
1,000万円	231万円	45万円
1,100万円	271万円	55万円
1,200万円	320万円	65万円
1,300万円	370万円	75万円
1,400万円	420万円	85万円
1,500万円	470万円	95万円
1,600万円	520万円	109.5万円
2,000万円	720万円	227万円
3,000万円	1,220万円	696万円

なお、この軽減措置の適用期限は平成17年12月31日までの贈与です。



軽減を受ける
ための手続

贈与税の申告書に、この特例の適用を受けようと
する旨の記載をし、かつ、次の書類を添付して住所

地の所轄の税務署長に翌年の2月1日から3月15日までに提出しなければ
なりません。

〈新築住宅の場合〉

住宅取得等資金の贈与を受けた年の翌年3月15日までに新築または取得
した住宅用家屋に入居した場合には、次の書類が必要となります。

- ① 住宅取得等資金の贈与を受けた年における全ての贈与に係る贈与税の